別添第1

講師の条件表

- 1 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 2 鉛作業主任者技能講習
- 3 有機溶剤作業主任者技能講習
- 4 石綿作業主任者技能講習
- (労働安全衛生法 別表第20 第11号)

講習科目

1 健康障害及びその予防措置に関する知識

① 大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は 実務に従事した経験を有するものであること。

(実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいう。)

② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

同等以上の知識経験を有する者とは、

- (1) 医師として5年以上の経験を有する者
- (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者
- (3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者

2 作業環境の改善方法に関する知識

- ① 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
- ② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

同等以上の知識経験を有する者とは、

- (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に関る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
- (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者
- (3) 労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学である者に限る。)

3 保護具に関する知識

- ① 大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上保護具に関する研究又は 実務に従事した経験を有するものであること。
- ② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

同等以上の知識経験を有する者とは、

- (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
- (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者
- (3) 労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)

4 関係法令

- ① 大学等を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。
- ② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

同等以上の知識経験を有する者とは、

- (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
- (2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
- ※「大学等」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校(法別表20-1参照)
- ※「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校(法別表20-1参照)
- ※「同等以上の知識経験を有する者とは、」の解釈例規は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について(H16.3.19 基発第0319009号)の別添8による。